

「異動願(届)」の記入例 「復活」

【 休止(通常の休学)からの復活 】

記入者	☒ 【休止(通常の休学)からの復活】		
奨学生	復活の開始を選択	☐ 学籍上の日付 ☒ 卒業に合わせる	未選択で提出された場合は「卒業に合わせる」として処理します。
	休学日 20 19 年 10 月 1 日	休学決定日※ 20 年 月 日	
学校	復学日 20 20 年 4 月 1 日	卒業期 20 23 年 3 月 (見込)	※休学決定日に基づく異動始期で「休止」とした場合は必ず記入。 記入がないと振込超過と判断され、振込再開が遅れることがあります。

●休止（通常の休学）からの復活の注意点

・奨学生本人の自署・押印が必要。

・奨学生本人は「復活の開始」を選択可能。未選択でもよいが、その場合は自動的に「卒業に合わせる」となり、場合によっては振込再開が遅れることがある。

(例) 2018年10月1日から2019年3月31日まで休学し、2019年4月1日付で復学した。この休学により、卒業期が2021年3月から2022年3月に延期した。「復活の開始」は「卒業に合わせる」。

⇒ ○2019年10月から振込再開 貸与終期2022年3月

⇒ ×2019年4月から振込再開 貸与終期2021年9月 (総貸与月数は変わらない。)

・「復活」できる時期から3か月経過後に願出があった場合は、届出年月日の属する月から振込再開。

・休学決定日に基づく異動始期で「休止」とした場合は、必ず「休学決定日」欄も記入。記入がないと振込超過と判断され、振込再開が遅れることがある。

【 休止(留学)からの復活 】

記入者	☒ 【休止(留学)からの復活】		
奨学生	復活の開始を選択	☐ 学籍上の日付 ☒ 卒業に合わせる	未選択で提出された場合は「卒業に合わせる」として処理します。
	復活希望年月※ 20 年 月	※海外留学支援制度・官民協働海外留学支援制度の受給者・学籍上の身分が「留学」又は「在学」の者が遡及復活を希望する場合のみ記入。その他の記入は無効。	
学校	卒業期 20 23 年 3 月 (見込)		【留学情報】欄 記入上の注意 ※1 通常はいずれか1つに ☒ を付ける。 留学中に複数の身分が存在する場合は ☒ を付けず、□内に時系列順に1又は2の番号を付ける。「記入例」参照。 ※2 通常は1.に「留学時の身分」欄で ☒ を付けた期間を記入する。 「休学」を選択した場合は休学期間、「留学」を選択した場合は「留学」の身分に異動する期間を記入し、実際に渡航する期間は記入しない。「在学」を選択した場合は学校で把握する留学期間を記入する。「留学時の身分」欄に ☒ でなく1又は2の番号を付けた場合は、番号と対応する期間を本欄の1.及び2.に記入する。「記入例」参照。 ※3 この2つ以外は「私費」として取扱い、記入不要。
	国名	アメリカ合衆国	
	留学時の身分※1	☒ 休学 ☐ 留学 ☐ 在学	
	上記で選択した身分の期間※2	1. 20 19 年 10 月 1 日～ 20 20 年 9 月 3 日 (2. 20 年 月 日～ 20 年 月 日)	
	国費情報(ある場合のみ)※3	☒ 海外留学支援制度 ☐ 官民協働海外留学支援制度 受給期間: 20 19 年 10 月 ～ 20 20 年 9 月	
	留学奨学金継続願提出	☐ 有 ☒ 無	
第二種奨学金(短期留学)申請	☐ 有 ☒ 無		

●休止（留学）からの復活の注意点（【留学情報】欄の注意点は「休止（留学）」と共通）

・奨学生本人の自署・押印が必要。

・奨学生本人は「復活の開始」を選択可能。未選択でもよいが、その場合は自動的に「卒業に合わせる」となり、場合によっては振込再開が遅れることがある（詳細は前記「●休止（通常の休学）からの復活」参照）。

・「復活」可能な時期は「留学終期の翌日の属する月」。ただし、海外留学支援制度又は官民協働海外留学支援制度の受給者、あるいは学籍上の身分が「留学」又は「在学」の者は、それ以外の「復活」も可能。詳細は「【貸与奨学金】2019年度 奨学事務の手引」第5-2-4頁参照。

・「復活」可能な時期から3か月経過後に願出があった場合は、届出年月日の属する月から振込再開。

【 休止(長期欠席)からの復活 】

記入者	☒ 【休止(長期欠席)からの復活】	
奨学生		
学校	復活年月 20 20 年 1 月	卒業期 20 21 年 3 月 (見込)

●休止（長期欠席）からの復活の注意点

・奨学生本人の自署・押印が必要。

・復活年月は学校が把握する通学再開の時期。奨学生本人の選択ではない。

例えば、1月から通学を再開した奨学生が長期欠席中の11月からの振込再開を希望しても認められない。

・卒業期が長期欠席前と比べて延期している場合は「復活」不可。成績を理由とした「廃止」又は「停止」の認定報告が必要。

【 休止(長期履修奨学生の貸与先送り)からの復活 】

記入者	☒ 【休止(長期履修学生の貸与先送り)からの復活】	
奨学生	復活希望年月 20 21 年 4 月	
学校	卒業期 20 23 年 3 月 (見込)	

●休止（長期履修学生の貸与先送り）からの復活の注意点

・奨学生本人の自署・押印が必要。

・復活希望年月は奨学生本人が希望する任意の年月。

・「休止」時点から卒業期が延びていないことを確認。